

見積競争公告

下記について見積競争に付します。

令和3年3月23日

全国健康保険協会 岩手支部
支部長 樋澤 正光

記

1. 調達内容

- (1) 調達件名
WEBサイトを活用した全国健康保険協会岩手支部の認知度及びインセンティブ制度の認知度向上に係る広報業務委託
- (2) 仕様詳細
仕様書による
- (3) 委託期間
令和3年4月9日から令和3年7月31日まで
- (4) 配信期間
令和3年5月1日から令和3年6月30日まで
- (5) 見積方法
総価にて見積競争に付する。落札決定に当たっては、見積書に記載された金額をもって落札判定を行うので、見積競争参加者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。なお見積金額には当該業務委託に必要とする一切の諸経費を含めること。

2. 見積参加資格

- (1) 全国健康保険協会会計細則第30条及び第31条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和01・02・03年度(平成31・32・33年度)厚生労働省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」のいずれかの等級に格付けされ、東北地域の競争参加資格を有する者であること。
- (3) 資格審査請求書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (4) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (5) 全国健康保険協会から業務等に関し競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこと。

- (6) 厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の適用を受けている者にあつては、直近 1 年間について保険料に未納がない者、健康保険組合等の適用を受けている者にあつては、直近 1 年間について厚生年金保険料に未納がない者であること。また、厚生年金保険の適用を受けない場合は、事業主が直近 1 年間について国民年金の未加入及び国民年金保険料の未納がない者であること。
- (7) 損害賠償請求を全国健康保険協会から受けていない者であること。

3. 提出書類

- ①見積書(見積額の内訳も記載すること)
- ②令和 01・02・03 年度(平成 31・32・33 年度)厚生労働省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」の資格審査結果通知書の写し
- ③保険料納付にかかる申立書(直近 1 年分(令和2年2月分～令和 3 年 1 月分)の社会保険料にかかるもの)
- ④直近 1 年分(令和2年2月分～令和 3 年 1 月分)の社会保険料の支払いが確認できる書類(領収書の写しでも可)
- ⑤プライバシーマーク取得事業者またはISMS(Information Security Management System)、ISO/IEC27001 またはJISQ27001 認証を取得していることが確認できる書類
- ⑥実績申立書
- ⑦全国健康保険協会在籍者の再就職に関する調書
- ⑧暴力団等排除の誓約書

4. 見積書の提出場所等

- (1)契約条項を示す場所、仕様書等の交付場所及び提出場所
〒020-8508 岩手県盛岡市中央通 1-7-25 朝日生命盛岡中央通ビル 2F
全国健康保険協会岩手支部

見積書に関する問い合わせ

企画総務グループ 担当 小岩 TEL 019-604-9018

仕様書の内容に関するお問い合わせ

企画総務グループ 担当 津田 TEL 019-604-9018

- (2)見積書等提出期限 令和 3 年 4 月 7 日(水) 17 時 00 分
※郵送の場合も上記期限までに必着とする。

5. その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 契約保証金
全額免除とする

(3) 見積競争参加者に要求される事項

この見積競争に参加を希望する者は、競争参加資格に関する証明書等を令和3年4月7日(水)までに提出しなければならない。また、担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 見積書の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した見積書、見積競争参加者に求められる義務を履行しなかった者の提出した見積書、その他見積競争の条件に違反した見積書は無効とする。

(5) 契約書作成の要否

契約書の取り交わしに代えて、受託事業者は注文請書を全国健康保険協会岩手支部に提出すること。

(6) 手続きにおける交渉の有無 無

(7) 見積結果は当協会に掲示する。(※決定業者にのみ別途、連絡する。)

(8) 全国健康保険協会の退職者に関する要請

全国健康保険協会職員就業規則においては、協会の承認を得た場合を除き、「職員は、退職後2年間は、営利企業の地位で、その退職前5年間に在職していた職務と密接な関係にあるものに就くことを承諾し、又は就いてはならない。」としている。そのため、当協会と過去に取引のある企業等にあつては、当該規則の趣旨に反して再就職者を受け入れることのないようご配慮いただくことを要請します。なお、見積競争参加にあたっては、「全国健康保険協会在籍者の再就職に関する調書」について、提出日現在における状況を記載し、ご提出ください。

(9) 暴力団等排除の誓約書の提出について

競争参加者について、暴力団等でないことを確認するために、「暴力団等排除の誓約書」について、ご提出してください。

(10) 契約締結は、当該業務に係る令和3年度予算が成立することを条件とする。

【参考】

全国健康保険協会会計細則(一部抜粋)

(競争に参加させることができない者)

第30条 企画総務部長等は、次の各号のいずれかに該当する者を競争に参加させることができない。

(1) 契約を締結する能力を有しないもの。ただし、未成年、被保佐人及び被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。

(2) 破産者で復権を得ない者

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第二号に掲げる者

(競争に参加させないことができる者)

第31条 企画総務部長等は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があつた後3年以内の期間を定めて競争に参加させないことができるものとする。

- (1) 契約の履行にあたり故意に工事製造その他の役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (4) 監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者
 - (5) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - (6) 契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者
 - (7) 前各号のいずれかに該当する事実があったことにより3年以内の期間を定めて競争に参加させないこととされている者を、その期間、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 2 企画総務部長等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者についても競争に参加させないことができる。
- 3 第1項の適用を受けるものに関する事務の取扱いについては、別に定めるところによる。

全国健康保険協会職員就業規則(一部抜粋)

(退職後の私企業からの隔離)

第16条 職員は、退職後2年間は、営利企業の地位で、その退職前5年間に在職していた職務と密接な関係にあるものに就くことを承諾し、又は就いてはならない。ただし、当該営利企業への就職により業務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合で、協会の承認を得た場合には、これを適用しない。

上記のとおり公告する。